離婚協議書

　○○○○（以下「甲」という）と、××××（以下「乙」という）とは、本日、下記のとおり合意し、その証として本協議書２通を作成し、甲乙各１通ずつ保有する。

記

第１条（離婚の同意）
　夫●●●●(以下、「甲」)と妻●●●●(以下、「乙」)は、協議離婚することに合意し、下記の通り離婚協議書を取り交わした。

第２条（親権者の指定）
　甲と乙は、甲乙間の【長男(平成●●年●●月●●日生)・長女(平成●●年●●月●●日生)】の親権者をいずれも【父・母】である【甲・乙】と定めて協議離婚することを合意し、協議離婚届出用紙に署名押印の上、【甲・乙】はそれを【乙・甲】に託し、【乙・甲】は速やかにその届出をする。

第３条（養育費）
１　【乙・甲】は、【甲・乙】に対し、前項記載の子らの養育費として、(１人につき)月額●●万円を、平成●●年●●月から同人がそれぞれ満２０歳に達する日の属する月まで、毎月●●日限り、●●銀行●●支店の●●●●名義の普通預金口座(口座番号●●●●●●●)に振り込みで支払う。振込手数料は【乙・甲】の負担とする。

２　上記子らの進学・病気・事故等特別の出費を要する場合には、その負担につき当事者間で別途協議して
　　定める。

第４条（慰謝料）
１　甲は、乙に対し、慰謝料として金●●●万円の支払義務があることを認め、これを●●回に分割して、平成●●年●●月から平成●●年●●月まで、毎月末日限り金●万円を乙の指定する金融機関の預貯金口座に振り込んで支払う。
２　振込み手数料は甲の負担とする。
３　甲について、下記の事由が生じた場合は、乙の通知催告を要さず、甲は当然に期限の利益を失い乙に対
　　して残金を直ちに支払う。
　(1) 支払いを１回でも怠ったとき。
　(2) 破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき。
　(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
　(4) 乙の責めに帰することができない事由によって、所在が不明となったとき。

第５条（財産分与）
１　【乙・甲】は、【甲・乙】に対し、本件離婚に伴う財産分与として、金●●●万円の支払義務のあることを認め、これを平成●●年●●月●●日限り(平成●●年●●月から平成●●年●●月まで毎月●●日限り月額●●万円ずつ)、●●銀行●●支店の【甲・乙】名義の普通預金口座(口座番号●●●●●●●)に振り込んで支払う。振込手数料は【乙・甲】の負担とする。
２　【乙・甲】は、【甲・乙】に対し、本件離婚に伴う財産分与として、別紙物件目録　記載の不動産を分与する。
３　【乙・甲】は、【甲・乙】に対し、前項記載の不動産について、本日財産分与を原因とする【所有権・持分権】移転登記手続をする。登記手続費用は、【甲・乙】の負担とする。

第６条（面接交流）
　【甲・乙】は【乙・甲】が子（以下：丙※複数いる場合は丁・戊と続く）らと面接することを認め、その日時・場所・方法については、以下の要件に定める。
１　面接は月に●回、●時間以内とし場所は甲・乙の協議の上決定する。
２　【甲・乙】は、【甲・乙】が丙、丁、及び戊と●ヶ月に１回、宿泊を伴う面接交渉を認める。
３　面接時は事前に甲は乙に連絡するものとする。
４　面接時以外の子への連絡は【甲・乙】が定める●●の方法以外を禁止する。

第７条（面接交流）
　【甲・乙】及び【甲・乙】は、厚生労働大臣に対し、厚生年金分割の対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は、決定の請求及び請求すべき按分割合を0.5とする旨に合意し、【甲・乙】は離婚届提出後２ヶ月以内に厚生労働大臣に対し、合意内容を記載した公正証書の謄本を提出して当該請求を行うこととする。
　　甲(昭和●●年●月●日生)(基礎年金番号：●●-●●●●●)
　　乙(昭和●●年●月●日生)(基礎年金番号：●●-●●●●●)

第８条（公正証書）
　甲及び乙は、本件離婚協議書と同趣旨の強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意した。

第９条（清算条項）
　当事者双方は、本件離婚に関し、本協議書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認し、上記各条項のほか、名義の如何を問わず、金銭その他の請求をしない。

平成●●年●●月●●日

（甲）　　住所
　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印

（乙）　　住所
　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印